

第1

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

①国の動向

近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育が喫緊の課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する基本的事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に食育基本法が公布され、同年7月に施行されました。

また、食育基本法では食育推進計画を作成することと定められており、平成18年3月に平成18年度から22年度までの5年間を対象とする「食育推進基本計画」が決定されました。その後、平成23年3月には、過去5年間の食育に関する取組みの成果と課題を踏まえ、「第2次食育推進基本計画」（計画期間：平成23年度から27年度）が決定されました。

②福岡市の動き

本市では、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、平成19年3月に「福岡市食育推進計画」（計画期間：平成18年度から22年度）を、平成23年8月に「第2次福岡市食育推進計画」（計画期間：平成23年度から27年度）を策定しました。

第2次計画では、具体的な施策の方向性として「家庭・地域における食育の推進」「学校・保育所・幼稚園等における食育の推進」「生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化」「食文化の継承と国際交流」「安全安心な食生活」を設定し、市民をはじめ、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、職場、関係団体、行政などが、それぞれの役割に応じて主体的に活動し、市民運動として連携・共働して様々な取組みを行ってきました。

各区においては、保健福祉センターを中心に関係団体とネットワークを構築し、定期的に事例報告や意見交換を行い、地域の特性に応じた食育を推進してきました。

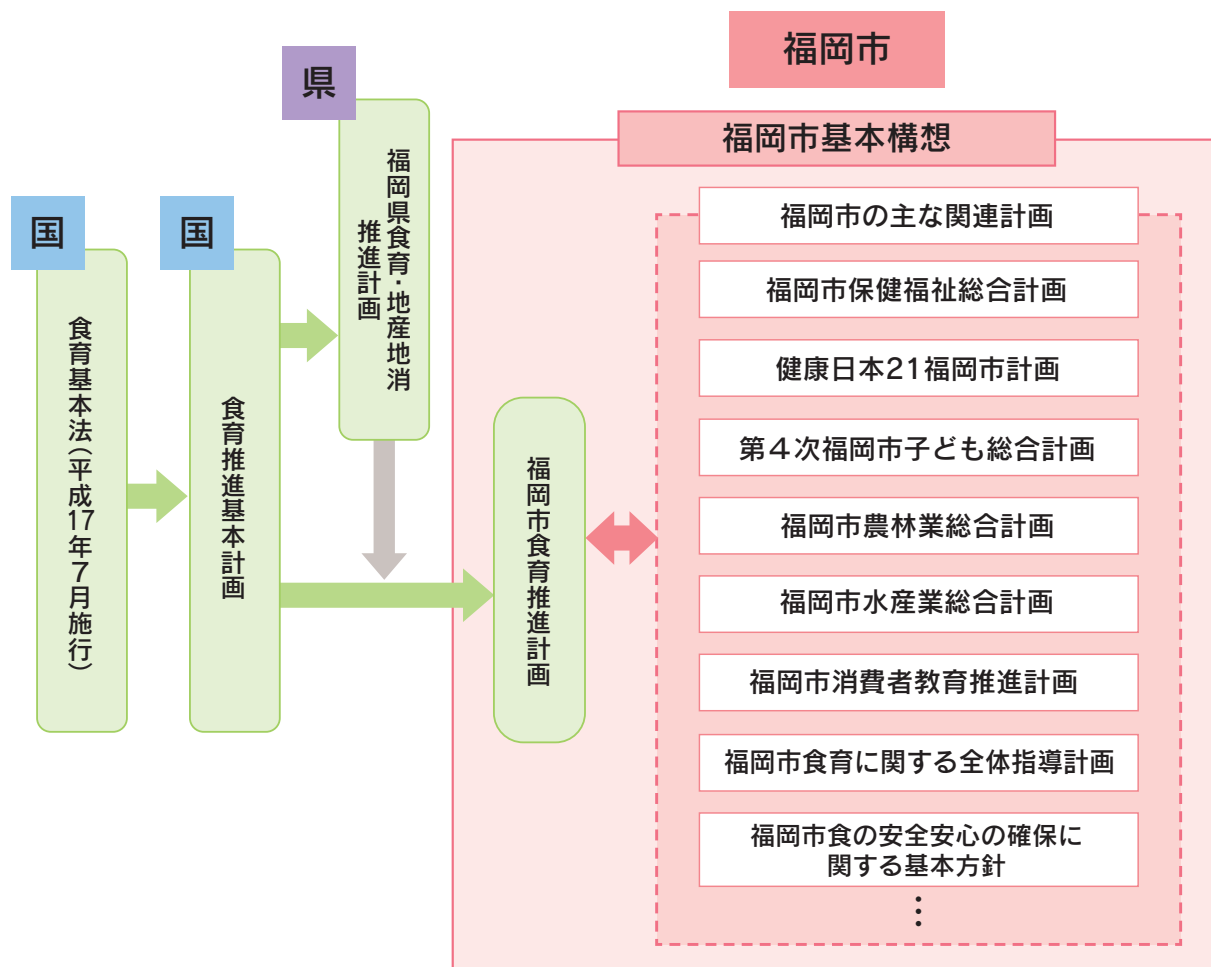
また、計画の進捗状況については、毎年福岡市食育推進会議において、取組状況や成果指標の推移などを報告し、さらなる推進のために意見交換を行ってきました。

③次期計画の策定趣旨

第2次計画が平成27年度に終了するため、その成果や課題を整理した結果、朝食の欠食や野菜摂取量の不足など、依然として食を取り巻く課題は残っていることがわかりました。これらの課題解決に加え、健康寿命の延伸、食品ロスへの対応、食文化の継承といった国全体としての食育推進の方向性などを加味しながら、引き続き本市の食育に関する取組みを総合的かつ計画的に進めるため、第3次食育推進計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における各個別の計画との整合性を保つこととします。



3 計画期間

本計画の期間は平成28年度から平成32年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化等によって、計画の期間内であっても必要に応じて随時適切に見直しを行います。

C コラム
COLUMN

毎月19日は「食育の日」、
毎年6月は「食育月間」です。



「食育の日」「食育月間」は、食育推進運動を継続的に、また重点的かつ効果的に実施するために、「食育推進基本計画」により定められました。

福岡市では、食育月間にあわせ、区役所等でパネル展示を行ったり、市政だよりや学校給食の献立表などを通じた普及啓発を行っています。

食育の日には、日頃の食生活を見直したり、家族や仲間と食卓を囲んだり、また、郷土料理に挑戦するなど、「食育の実践」に取り組んでみませんか？



C コラム
COLUMN

健康日本21福岡市計画

福岡市では、平成13年度に健康づくり全般に関する計画として、「健康日本21福岡市計画」を策定し、企業、大学、NPO、市民団体、医療機関等とともに、家庭、学校、地域、職場など、福岡市のあらゆる場で健康づくりを進めています。

平成25年度からは、それまでの成果や課題、平成24年7月に厚生労働省から出された「健康日本21（第2次）」の方向性を踏まえ、「健康寿命の延伸」「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「ライフステージに応じた健康づくり」などを基本方針に掲げた第2期の「健康日本21福岡市計画」を策定し、市民の自主的な健康づくりを支援する取組みを進めています（計画期間：平成25年度から32年度）。

